江戸川区契約事務規則

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　一般競争入札
第一節　参加資格（第五条―第七条）
第二節　公告及び競争（第八条―第二十五条）
第三節　落札者の決定等（第二十六条―第三十三条）
第三章　指名競争入札（第三十四条―第三十八条）
第四章　随意契約（第三十九条―第四十一条）
第五章　契約の締結（第四十二条―第四十七条）
第六章　契約の履行
第一節　通則（第四十八条―第五十三条）
第二節　監督及び検査（第五十四条―第七十三条）
第七章　経理（第七十四条―第八十一条）
第八章　雑則（第八十二条―第八十四条）
付則

第一章　総則

（通則）

第一条　江戸川区（以下「区」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成二九年規則二三号〕

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　部長　江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長並びに区議会事務局長及び教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をいう。

二　課長　江戸川区の組織に関する規則（昭和四十年三月江戸川区規則第八号）第七条に規定する課並びに出張所並びに監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局並びに江戸川区保健所処務規程（昭和五十年四月江戸川区訓令甲第三号）第二条に規定する課並びに江戸川区教育委員会事務局処務規則（昭和四十六年九月江戸川区教育委員会規則第二号）第二条に規定する課並びに教育相談センターの長並びに区議会事務局次長をいう。

三　契約担当者　江戸川区長（以下「区長」という。）及び次条第一項の規定により契約の権限を委任された者（区長が必要に応じ、次条第一項に規定する受任者以外の職員に区分を定めて契約権限を委任する場合は、当該職員を含むものとする。）をいう。

四　長期継続契約　江戸川区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十九年三月江戸川区条例第六号）の規定が適用される契約をいう。

五　資格審査システム　区が行う入札の参加者の資格審査に関する事務を電子計算組織によつて処理するための情報処理システムをいう。

六　電子入札システム　区が行う入札に関する事務を電子計算組織によつて処理するための情報処理システムをいう。

七　電子入札案件　電子入札システムにより処理する契約案件をいう。

全部改正〔昭和五八年規則一八号〕、一部改正〔昭和六〇年規則一一号・六一年一七号・六二年二八号・平成一一年六号・一二年四四号・一三年四三号・一五年二二号・一八年四四号・一九年二九号・二〇年二〇号・二一年二二号・二五年一三号・二六年三六号・二九年二三号・三〇年三一号・五一号・令和二年二九号・三年一七号・六年一七号・七年二二号〕

（契約権限の委任等）

第三条　江戸川区予算事務規則（昭和三十九年三月江戸川区規則第一号）第六条の規定に基づく支出負担行為に係る契約に関しては、別表の区分に従い委任する。

２　収入の原因となる次に掲げる契約は、総務部長が直接処理することができる。

一　一件の予定価格が二百万円未満の財産の売却に関する契約

二　一件の予定賃貸料の年額又は総額が三十万円以下の財産の貸付けに関する契約

一部改正〔昭和五八年規則一八号・六〇年一一号・平成元年二〇号・令和七年六一号〕

（競争入札等の参加禁止）

第四条　区長は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認める者に対し、次の措置をとることができる。

一　一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこと。

二　随意契約の相手方としないこと。

２　前項の措置を行う期間は、当該事実のあつた日又は当該決定をした日から起算して二年の範囲内で別に定める。

３　入札者及び契約の相手方が、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、前二項の規定を準用する。

全部改正〔平成二〇年規則二〇号〕

第二章　一般競争入札

第一節　参加資格

（参加資格）

第五条　一般競争入札に参加しようとする者は、次の資格を具備したものでなければならない。ただし、売却又は貸付けの場合は、この限りでない。

一　引き続き二年以上その営業又は事業に従事していること。

二　引き続き二年以上直接国税又は地方税を納付していること。

三　工事に当たつては、特に指定したものを除くほか、その者の見積もる契約金額の半額に相当する金額以上の工事を過去五年間に直接に官公署、公社、会社等の法人から請け負い、これを完成していること。

２　営業又は事業を承継した場合においては、被承継人の当該営業又は事業に従事した期間及び納付した税額は、承継人の従事する期間及び納付した税額に、これを通算する。

３　第一項第二号の国税又は地方税の税目及び税額は、別に定める。

４　第一項に規定するもののほか、工事、製造その他の契約の種類に応じ、参加資格として必要な工事、製造の完成高又は販売高、経営規模、経営比率等は、別に定める。

一部改正〔平成一八年規則八七号・二五年一三号・三〇年五一号・令和六年一七号〕

（証明書の提出）

第六条　一般競争入札をしようとする者には、開札前に、次の証明書又は宣誓書を提出させなければならない。

一　政令第百六十七条の四第一項に規定する欠格条項に該当しないこと並びに前条第一項第一号及び第二号の資格に関する官公署の長の証明する書類又は入札者の宣誓書

二　工事にあつては、入札者の見積もる契約金額が百万円以上の場合においては、前号のほか、前条第一項第三号に関する当該官公署、公社、会社等の法人の証明書

２　前項第一号の証明書又は宣誓書は、その証明を受けた日又は宣誓をした日の属する会計年度中（当該入札の属する会計年度開始前三月を含む。）これを有効とする。ただし、区長は、必要に応じ更に提出させることができる。

一部改正〔平成一八年規則八七号・二五年一三号・三〇年五一号〕

第七条　第五条第二項の規定によつて、被承継人の当該営業又は事業に従事した期間及び納付した税額に通算する場合の概目は、次のとおりとする。

一　遺産相続があつたとき。

二　個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表社員に就任し、現にその任にあるとき。

三　会社が解散し、会社の代表社員がその事業を譲り受け個人営業者となつたとき。

四　会社の合併があつたとき。

五　会社がその組織を変更し、他の種の会社となつたとき。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

第二節　公告及び競争

（入札の公告）

第八条　契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

一部改正〔平成三〇年規則五一号〕

（入札の公告に関する事項）

第九条　前条の規定による公告には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

一　入札に付する事項

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す日時及び場所

四　入札の日時及び場所

五　入札保証金に関する事項

六　入札の方法その他必要な事項

（入札保証金）

第十条　契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に、その者の見積もる契約金額の百分の三以上の入札保証金を納めさせなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

一　競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二　適正な参加資格を有する者で過去二箇年の間に区又は他の地方公共団体若しくは国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、誠実に履行した者について、

その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

一部改正〔平成一八年規則八七号・一九年二九号・三〇年五一号・令和六年一七号〕

（入札保証金の納入）

第十一条　入札に参加しようとする者は、前条の入札保証金を、入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い納入しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（入札保証保険証券の提出）

第十二条　契約担当者は、第十条第二項第一号に基づき入札保証金の全部又は一部を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（入札保証金に代わる担保）

第十三条　入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。

一　国債及び地方債

二　政府保証のある債券及び金融債

三　区長が確実と認める社債

四　銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

五　銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

六　銀行に対する定期預金債権

七　銀行の支払保証書

一部改正〔昭和六〇年規則一一号・六二年二八号・平成一四年二五号・二七年一八号・令和六年一七号〕

（担保の価値）

第十四条　前条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の種類に応じ、当該各号に掲げる額による。

一　国債及び地方債　その債権金額

二　政府保証のある債券及び金融債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の八割に相当する金額

三　銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手　小切手金額

四　銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月以後の日であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、

当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によつて割り引いた金額）

五　銀行に対する定期預金債権　当該債権証書に記載された債権金額

六　銀行の支払保証書　その保証する金額

一部改正〔昭和六二年規則二八号・平成一八年八七号・二七年一八号〕

（担保提供の方法等）

第十五条　第十三条の担保をもつて、入札保証金の代用をしようとする者には、当該代用担保を入札の公告において明示された場所、期限及び手続に従い提出させなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

第十六条　第十三条第六号の定期預金債権を担保として代用しようとする者には、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

２　入札保証金に代わる担保として提出される物が、記名証券である場合については、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

一部改正〔平成一三年規則四三号・一八年八七号〕

（小切手の現金化等）

第十七条　契約担当者は、第十三条第四号の小切手を代用担保として提出があつた場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、関係の金銭出納員に通知し、当該金銭出納員にその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金に代わる担保の提供を求めなければならない。

２　前項の規定は、第十三条第五号の手形を代用担保として提出があつた場合において、当該手形が満期となつた場合について、これを準用する。

一部改正〔平成一三年規則四三号・一八年八七号・一九年二九号〕

（予定価格の作成）

第十八条　一般競争に付そうとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封かんして開札場所に置かなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、予定価格を電子入札システムに登録することをもつて、同項の規定による予定価格調書を封かんして開札場所に置くことに代えることができる。

一部改正〔平成二五年規則一三号・三〇年五一号〕

（予定価格の決定方法）

第十九条　予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合又は総額をもつて定めることが不利と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

３　公共工事の予定価格は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第七条第一項第一号及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成十七年八月二十六日閣議決定）第二の一に基づき定めなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号・二四年一四号・二七年一八号・令和六年一七号〕

（入札の方法）

第二十条　一般競争入札をしようとする者には、入札書（電子入札案件にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を入札の公告において明示された所定の日時（電子入札案件にあつては、所定の期間）、場所及び方法に従い契約担当者に提出させなければならない。

２　代理人をもつて入札しようとする者には、開札前に委任状を提出させなければならない。

３　入札書は、一人一通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。

一部改正〔平成一八年規則八七号・二五年一三号〕

（入札価格の表示効力等）

第二十一条　一般競争入札に付する事項の総額をもつて落札を定める場合においては、その内容に誤りがあつても入札の効力を妨げない。単価をもつてこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

２　総額をもつて定める落札の内訳に不適当と認めることがあるときは、これを訂正させなければならない。

（入札の無効）

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札は無効とする。

一　入札に参加する資格がない者のした入札

二　所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

三　入札書が、所定の日時までに、所定の場所に到着しないもの

四　入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの（電子入札案件にあつては、入札書に記名又は押印に相当する電磁的記録がないもの）

五　同一事項の入札について二以上の入札書を提出したもの

六　他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をしたもの

七　前各号のほか、入札条件に違反したもの

一部改正〔平成一四年規則六二号・一八年八七号・二五年一三号・二九年二三号〕

（入札無効の理由明示）

第二十三条　入札を無効とする場合においては、政令第百六十七条の八第一項の規定に基づく開札に立ち会つた入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、電子入札案件において入札を無効とする場合は、当該入札者に対し、入札が無効である旨及びその理由を知らせなければならない。

一部改正〔平成二九年規則二三号〕

（入札保証金の返還）

第二十四条　入札保証金又は入札保証金に代わる担保及び第十六条に規定する書類は、次の区分により納入者又は提出者に返還する。

一　当該入札に係る契約が、契約書の作成を要するものにあつては、当事者双方が契約書に記名押印した後

二　当該入札に係る契約が、契約内容を記録した電磁的記録の作成を要するものにあつては、第四十二条第四項に規定する措置を講じた後

三　当該入札に係る契約が、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）の作成を省略する場合で、入札の結果、当該入札が政令第百六十七条の十第一項に該当するときは、落札者決定後

四　前三号以外のものにあつては入札終了後

一部改正〔平成一八年規則八七号・三〇年三一号・令和六年一七号〕

（再度入札）

第二十五条　政令第百六十七条の八第四項の規定に基づき、再度の入札をするときは、初度の入札に対する保証金をもつて再度の入札に対する保証金とみなす。

一部改正〔平成二四年規則一四号〕

第三節　落札者の決定等

（落札者）

第二十六条　売却及び貸付けの場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもつて落札者とする。

２　前項に規定するものを除く場合においては、予定価格以下の最低価格の入札者をもつて落札者とする。

一部改正〔平成一三年規則四三号〕

（最低価格の入札者を落札者としない場合）

第二十七条　政令第百六十七条の十第一項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が二百万円を超える工事又は製造の請負に関する契約とする。

２　契約担当者は、前項の規定による契約に関し、最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者と決定するときは、その理由を記載した書類を作成しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・平成一三年四三号・一四年二五号・令和七年六一号〕

（落札の通知）

第二十八条　契約担当者は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

２　前条の規定に基づき落札者が決定したときは、前項の通知のほか、最低の価格をもつて入札をした者で落札者とならなかつた者に対し必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しても、落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

一部改正〔平成一三年規則四三号〕

（最低制限価格を設けてする落札者の決定）

第二十九条　政令第百六十七条の十第二項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が二百万円を超える工事又は製造その他の請負に関する契約とする。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・平成一三年四三号・一四年二五号・二八年八四号・令和七年六一号〕

（最低制限価格の決定方法）

第三十条　前条に規定する契約について、最低制限価格を設ける場合は、予定価格の十分の九・二から十分の七・五までの範囲内において、当該工事又は製造その他の請負の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造その他の請負ごとに適正に定めなければならない。

２　前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、第十八条に規定する予定価格調書に最低制限価格を併せて記載し開札場所に置かなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、最低制限価格を電子入札システムに登録

することをもつて、同項の規定による予定価格調書に最低制限価格を併せて記載し開札場所に置くことに代えることができる。

一部改正〔平成一三年規則四三号・一八年八七号・二三年一六号・二五年一三号・二八年八四号・三〇年五一号・令和三年七二号〕

（入札経過調書）

第三十一条　契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（再度公告入札の公告期間）

第三十二条　契約担当者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合で更に入札に付そうとするときは、第八条に定める公告の期間を五日まで短縮することができる。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（競り売り）

第三十三条　契約担当者は、競り売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

一部改正〔平成三〇年規則五一号〕

第三章　指名競争入札

（参加資格等）

第三十四条　売却及び貸付けに関する契約以外の契約につき、指名競争入札に付するときは、次の資格を有する者のうち適当と認める者を入札者として指定するものとする。

一　引き続き一年以上当該営業又は事業を営んでいること。ただし、法人の場合において、その代表者が、一年以上同一の営業又は事業に従事した者であるときは、この限りでない。

二　引き続き直接国税又は地方税を納付していること。

２　区長は、定期又は臨時に指名競争入札に参加しようとする者からの申請を待つてその者が適正な参加資格を有するか否かを審査しなければならない。

３　前項に規定する申請の時期及び方法等については、別に公示してこれを行うものとする。

４　他の地方公共団体が資格審査システムにより行つた資格の審査は、第二項の規定により区長が行つた資格の審査とみなす。

一部改正〔平成一八年規則八七号・一九年六八号・二九年二三号・令和六年一七号〕

（登録名簿）

第三十五条　区長は、前条第二項及び第四項の審査合格者について、契約の種類、金額等に応じ、指名業者登録名簿を作成しなければならない。

一部改正〔平成二九年規則二三号〕

（入札者の指名）

第三十六条　契約担当者は指名競争入札に付するときは、指名業者登録名簿に登載された者の中から契約の種類に従い、原則として四人以上を指名して行わなければならない。ただし、入札への参加希望者の募集を経た上で、当該応募者から指名する場合の基準は、別に定める。

２　予定価格が四千五百万円（設備工事については二千万円）を超える工事の指名に関しては、別に定める江戸川区工事請負指名業者選定委員会の議を経るものとする。

一部改正〔昭和六〇年規則一一号・平成一四年二五号・一八年八七号・一九年六八号・二六年六〇号・三〇年五一号〕

（入札事項の通知）

第三十七条　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、第九条に掲げる事項を入札者に通知する。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第三十八条　第五条第三項及び第四項並びに第十条から第三十一条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

第四章　随意契約

（予定価格の決定）

第三十九条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第十九条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

（随意契約の範囲）

第三十九条の二　政令第百六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に掲げる額とする。

一　工事又は製造の請負　二百万円

二　財産の買入れ　百五十万円

三　物件の借入れ　八十万円

四　財産の売払い　五十万円

五　物件の貸付け　三十万円

六　前各号に掲げるもの以外のもの　百万円

追加〔昭和五七年規則四三号〕、一部改正〔令和七年規則六一号〕

（随意契約の内容等の公表）

第三十九条の三　契約担当者は、政令第百六十七条の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契約を締結しようとするときは、第一号に掲げる事項を公表し、当該契約を締結したときは、第二号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、同項第四号に規定する随意契約において、当該契約の相手方が一人である場合は、第一号に掲げる事項の公表を省略することができる。

一　契約内容、相手方の決定方法、選定基準、申込方法その他必要な事項

二　契約の締結状況その他必要な事項

追加〔平成二四年規則六八号〕

（見積書の徴取）

第四十条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して原則として二人以上から見積書を徴さなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号・令和六年一七号〕

（見積書徴取の省略）

第四十一条　次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず見積書の徴取を省略することができる。

一　国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

二　法令により価格の定められている物を購入するとき。

三　前二号のほか、見積書を必要としないものと認められているとき。

一部改正〔平成一八年規則八七号・三〇年三一号〕

第五章　契約の締結

（契約書等の作成）

第四十二条　契約担当者は、競争により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書二通又は契約内容を記録した電磁的記録を作成しなければならない。

２　前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が遠隔地にあるときその他必要がある場合は、まず、その者に契約書二通を送付して記名押印させ、その返付を受けてこれに記名押印するものとする。

３　契約書は、契約担当者が記名押印をしたときは、当該契約書の一通を当該契約の相手方に交付するものとする。

4　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一八年規則八七号・令和六年一七号〕

（契約書等の記載事項）

第四十三条　契約書等には、当該契約の目的、契約金額、履行期限又は期間及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一　契約履行の場所

二　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

三　監督及び検査

四　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

五　危険負担

六　契約不適合責任

七　契約に関する紛争の解決方法

八　その他必要な事項

一部改正〔平成一八年規則八七号・三〇年五一号・令和二年二九号・六年一七号〕

（契約書等作成の省略）

第四十四条　次に掲げる場合においては、第四十二条第一項の規定にかかわらず契約書等の作成を省略することができる。

一　契約金額が二百万円以下の工事又は製造の請負に関する契約をするとき。

二　契約金額が百五十万円以下の物品の買入れに関する契約をするとき。

三　契約金額が八十万円以下の借入れに関する契約をするとき。

四　契約金額が百万円以下の修繕、役務又は委託に関する契約をするとき。

五　競り売りに付するとき。

六　物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して、その物品を引き取るとき。

七　国、公法人又は公益法人と契約するとき。

八　前各号のほか、区長が契約書等を作成する必要がないと認めるとき。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・六三年二三号・平成元年二〇号・一五年二二号・一八年八七号・三〇年五一号・令和六年一七号・七年六一号〕

（請書等の徴取）

第四十五条　契約担当者は、前条の規定により契約書等の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため請書、公文書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

一部改正〔令和六年規則一七号〕

（契約保証金）

第四十六条　契約担当者は、契約の相手方に、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

一　契約の相手方が、保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

一の二　契約の相手方から委託を受けた保険会社と区が工事履行保証契約を締結したとき。

二　適正な参加資格を有する者で過去二箇年の間に区又は他の地方公共団体若しくは国と規模及び種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

三　法令に基づき、延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

四　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

五　随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

六　国、地方公共団体、公法人又は公益法人と契約を締結したとき。

一部改正〔平成一二年規則八五号・一八年八七号・一九年二九号・三〇年三一号・五一号〕

（契約保証金に代わる担保等）

第四十七条　第十一条から第十七条までの規定は契約保証金について準用する。この場合において、第十一条中「入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、第十二条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第十三条第七号及び第十四条第六号中「銀行の支払保証書」とあるのは「銀行の支払保証書又は保証事業会社の支払保証書」と、第十七条第一項中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」とそれぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔平成八年規則四四号・一八年八七号・令和六年一七号〕

第六章　契約の履行

第一節　通則

（売払代金の完納時期）

第四十八条　財産の売払代金は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、当該売払いに係る財産

の引渡しのときまで又は移転の登記若しくは登録のときまでに完納させなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号・三〇年五一号・令和六年一七号〕

（貸付料の納付時期）

第四十九条　財産の貸付料は、前納させなければならない。ただし、貸付期間が六月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

（前金払）

第五十条　土木、建築及び設備等の工事並びにこれらの工事に係る設計、調査、測量及び監理委託（以下この条において「工事等」という。）については、当該工事等の契約の相手方に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の額を、政令附則第七条の規定により前金払することができる。

一　土木、建築及び設備等の工事　契約金額の四割を超えない範囲内の額

二　前号の工事に係る設計、調査、測量及び監理委託　契約金額の三割を超えない範囲内の額

２　前項の規定により前払金を支払う場合は、契約の相手方が保証事業会社と締結した保証契約の証書を寄託させるものとする。

３　前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の二割以上増減したときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。

４　前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払つた前払金を返還させるものとする。

一　保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。

二　区との間の工事等請負契約が解除されたとき。

三　前払金を当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。

一部改正〔昭和六〇年規則一一号・平成八年一号・四四号・一〇年五三号・一一年七二号・一八年八七号・令和七年六一号〕

（中間前払金）

第五十条の二　前条第一項の規定により前金払をした土木、建築及び設備等の工事については、当該工事に係る契約の相手方に対して、契約金額の二割を超えない範囲内で、政令附則第七条及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）附則第三条第二項の規定により、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

２　中間前金払をした後における中間前払金の追加払及び返還については、前条第三項及び第四項

の規定を準用する。

追加〔平成二二年規則一九号〕、一部改正〔平成二四年規則一四号・令和六年一七号〕

（部分払）

第五十一条　区の検査に合格した工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の購入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を債権者に支払うことができる。

２　前項の当該支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の十分の九、物件の購入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

３　前二条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

一部改正〔平成一八年規則八七号・二二年一九号・二八年八四号・三〇年五一号〕

（持込材料に対する支払い）

第五十二条　工期三月を超える請負契約に係る持込材料に対し、区の検査に合格したときは、その代価の十分の八以内の支払をなすことができる。

２　前項の持込材料の代価は、契約内訳書等により区長が認定する。

一部改正〔平成一八年規則八七号・三〇年五一号・令和六年一七号〕

（部分払等の回数）

第五十三条　第五十一条の規定による部分払の支払回数は、次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

一　二百万円以上五百万円未満　一回

二　五百万円以上二千万円未満　二回

三　二千万円以上五千万円未満　三回

四　五千万円以上　四回

２　前条の持込材料に対する代価の支払回数は、五回以内とする。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・平成一八年八七号〕

第二節　監督及び検査

（監督の方法）

第五十四条　工事、製造その他の請負契約の履行に関する監督は、区長が、別に指定する職員（政令第百六十七条の十五第四項の規定に基づき監督を委託された者を含む。以下「監督員」という。）が、契約書等、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

２　監督員は、必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

３　監督員は、監督の実施に当たつては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号・一九年六八号・三〇年五一号・令和六年一七号〕

（監督員の報告）

第五十五条　監督員は、契約担当者に対して、随時、監督の実施状況について報告しなければならない。

２　契約担当者は、必要に応じて、監督員から監督の実施状況について報告を求めることができる。

（検査の方法）

第五十六条　区長が別に任命する職員（政令第百六十七条の十五第四項の規定に基づき検査を委託された者を含む。以下「検査員」という。）は、請負契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う場合において行う工事又は製造その他の既済部分の確認を含む。）をするときは、契約書等、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容に関する検査を行わなければならない。

２　区長は、検査員に事故があるとき、又は特に必要があると認めたときは、臨時検査員を命ずることができる。

３　検査員（臨時検査員を含む。以下同じ。）は、請負契約以外の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物件の既納部分の確認を含む。）をするときは、契約書等、仕様書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量に関する検査を行わなければならない。

４　検査員は、前二項の契約の相手方が当該契約に係る給付を行うために使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて、その内容及び数量に関する検査を行わなければならない。

５　前三項の場合において、必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験の方法により、検査を

行うものとする。

全部改正〔昭和五七年規則二三号〕、一部改正〔平成二八年規則八四号・令和六年一七号・七年二二号〕

（検査の一部省略）

第五十七条　契約担当者は、政令第百六十七条の十五第三項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる物件の購入に係る契約で、その購入に係る単価が五万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（資金前渡による契約等の履行検査）

第五十八条　資金の前渡を受けて契約するときは、当該資金前渡受者は、その所属職員に検査をさせることができる。

２　区長が別に指定するものについて契約するときは、第五十六条の規定にかかわらず、当該契約の締結を請求した部長が、その所属職員に検査をさせることができる。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・六三年二三号・平成一九年二九号〕

（監督又は検査の準備）

第五十九条　契約担当者は、監督又は検査に必要な関係書類をあらかじめ監督員又は検査員に交付して、その準備をさせなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

第六十条から第六十五条まで　削除

削除〔昭和五七年規則二三号〕

（兼職禁止）

第六十六条　監督員又は検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（検査調書の作成）

第六十七条　検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。

２　第四十四条及び第五十八条の規定による場合は、検査調書の作成を省略することができる。

一部改正〔昭和五七年規則二三号〕

（監督及び検査の実施に関し必要な事項）

第六十八条　この規則に定めるもののほか、監督及び検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

全部改正〔昭和五七年規則二三号〕

第六十九条から第七十三条まで　削除

削除〔昭和五七年規則二三号〕

第七章　経理

（契約締結の請求）

第七十四条　部長は、その所管する事業の執行に関し、売買、貸借、請負その他の契約の締結が必要であるときは、所定の様式で、これを契約担当者に請求しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則一八号〕

（請求書の返戻）

第七十五条　契約担当者は、年度内に契約の履行完了の見込みがないと認めたものについては、当該請求書に契約締結不能の旨を明記して部長に返戻しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・令和六年一七号〕

（請求書類の整備）

第七十六条　第七十四条の規定により契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮して、事業に支障のない限り、通常、契約の履行に必要な期限又は期間を明示するとともに、起工書、設計書、内訳書、図面等の必要書類を添え、契約履行上の疑義のないよう努めなければならない。

一部改正〔平成一八年規則八七号〕

（特殊物件の指定）

第七十七条　契約の締結を請求する場合に、特殊の物件で一種類を指定する必要があるときは、詳細な指定理由書を添付しなければならない。ただし、その理由が明白なものについては、請求書に記載することができる。

（契約締結の制限）

第七十八条　契約担当者は、部長から請求のあつた金額を超過して契約の締結をすることはできない。

２　前項の請求金額を超過した場合においては、契約担当者は、速やかに部長に対しその旨を通知し、契約締結の可否を求めなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則一八号・平成一八年八七号〕

（契約締結の通知）

第七十九条　契約担当者が契約を締結したときは、決定通知書を部長に送付しなければならない。

2　契約担当者は、江戸川区検査事務規程（昭和五十七年四月江戸川区訓令甲第十二号）第二十七条第一項の規定に基づく検査員の報告があつたときは、当該契約の関係書類を部長に送付しなければならない。

一部改正〔昭和五七年規則二三号・五八年一八号〕

（契約締結請求者の意見等）

第八十条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、部長の意見を求めることができる。

一　違約金の免除又は減額の願い出があつたとき。

二　減価採用の願い出があつたとき。

三　契約解除又は競争入札等の参加禁止の必要があると認めるとき。

四　監督又は検査について疑義があるとき。

2　契約担当者は、前項各号に掲げる事項について処理したときは、速やかにその処理に係る内容を部長に通知するものとする。

全部改正〔昭和六〇年規則五〇号〕、一部改正〔平成一八年規則八七号・二〇年二〇号・令和六年一七号〕

（契約内容変更等の請求）

第八十一条　部長は、契約内容若しくは履行期の変更又は契約の解除が必要であると認めるときは、所定の様式に関係書類を添付してその処理を契約担当者に請求しなければならない。

2　契約担当者は、前項の請求に係る事項について処理したときは、決定通知書その他関係書類を部長に送付しなければならない。

追加〔昭和六〇年規則五〇号〕

第八章　雑則

（契約解除等の通告）

第八十二条　契約の解除、競争入札等の参加禁止及び保証金の没収は、書面によつてこれを行うものとする。

2　前項の場合において、契約の相手方がその書面の受領を拒み、又はその住所及び居所がともに知れないときは、送達に代えて、官報、新聞紙その他の方法によつて公告するものとする。

一部改正〔昭和六〇年規則五〇号・平成一八年八七号・一九年六八号・二〇年二〇号・三〇年五一号〕

（帳簿）

第八十三条　契約担当者は、契約事務を処理するため、別に定める帳簿を備え、契約事務に関する一切の事項を記録整理しなければならない。

一部改正〔昭和六〇年規則五〇号〕

（付属様式）

第八十四条　この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

一部改正〔昭和六〇年規則五〇号・六一年一七号・令和二年二九号〕

付　則

1　この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　江戸川区契約事務規則（昭和二十六年五月江戸川区規則第二号）は、廃止する。

3　この規則施行の際、すでに契約締結済の事項については、その契約の履行が完了するときまで、なお従前の例による。

付　則（中間省略）

付　則（平成一九年六月一五日規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成一九年一二月二〇日規則第六八号）

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

付　則（平成二〇年四月一日規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成二一年三月三一日規則第二二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付　則（平成二二年三月三一日規則第一九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付　則（平成二二年四月二三日規則第三〇号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年四月二十九日から施行する。（後略）

付　則（平成二二年一二月一五日規則第五三号）

この規則は、平成二十二年十二月二十三日から施行する。

付　則（平成二三年三月三一日規則第一六号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

付　則（平成二四年三月三〇日規則第一四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十五条及び第五十条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

付　則（平成二四年一一月一日規則第六八号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成二五年三月二九日規則第一三号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付　則（平成二六年三月三一日規則第三六号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付　則（平成二六年七月一〇日規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成二七年三月三一日規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成二八年三月三一日規則第四二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付　則（平成二八年九月二〇日規則第八四号）

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

付　則（平成二九年三月三一日規則第二三号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、第二条第六号に規定する資格審査システムによる申請を行った者については、平成三十年四月一日以後に第三十六条の規定による指名を行うものとし、平成三十年三月三十一日以前に契約担当者が指名を行うことができる者は、平成二十九年三月三十一日以前に第三十四条第二項に規定する申請を行った者又は総務部長が認める者のうち、平成三十年三月三十一日以前に区長が第三十五条に規定する指名業者登録名簿を作成した者とする。

付　則（平成三〇年三月三〇日規則第三一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付　則（平成三〇年七月一〇日規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和二年三月三一日規則第二九号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

付　則（令和三年三月三一日規則第一七号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

付　則（令和三年九月三〇日規則第七二号）

（施行期日）

1　この規則は、令和三年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の第三十条第一項の規定は、施行日以後に入札の公告又は初度の公表を行う契約案件について適用し、施行日前に入札の公告又は初度の公表を行った契約案件については、なお従前の例による。

付　則（令和四年三月三一日規則第三一号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

付　則（令和五年三月三一日規則第三三号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

付　則（令和六年三月二九日規則第一七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

付　則（令和七年三月三一日規則第二二号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

付　則（令和七年六月三〇日規則第六一号）

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

付　則（令和八年三月三一日規則第二七号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

受任者	委任範囲
総務部長	一　一件の予定金額が四千五百万円未満の工事及び製造の請負契約。ただし、設備工事は一件の予定金額が二千万円未満とする。 二　一件の予定金額（長期継続契約については総額）が二千万円未

	満の物品及び物件の供給に関する契約 三　一件の予定金額（長期継続契約については総額）が二千万円未満のその他の契約 四　単価契約（長期継続契約を含む。）。ただし、備考に定める事務を除く。
部長	附合契約及び附合契約に準ずる契約
課長	一　一件の予定金額が百五十万円以下の物品の買入れに関する契約 二　一件の予定金額（長期継続契約については総額）が八十万円以下の借入れに関する契約 三　一件の予定金額が二百万円以下の工事請負契約 四　一件の予定金額（長期継続契約については総額）が百万円以下のその他の契約。ただし、単価契約及び収入の原因となる契約を除く。
清掃事務所長、江戸川総合人生大学運営係長、子ども未来館長及び健康サポートセンター所長	一件の予定金額が三十五万円以下の契約。ただし、工事請負契約、単価契約及び収入の原因となる契約を除く。
小学校長、中学校長及び幼稚園長	一　一件の予定金額が百五十万円以下の物品の買入れに関する契約。ただし、教育長が別に定める契約を除く。 二　一件の予定金額が八十万円以下の借入れに関する契約。ただし、教育長が別に定める契約を除く。 三　一件の予定金額が百万円以下のその他の契約。ただし、工事請負契約、単価契約、収入の原因となる契約及び教育長が別に定める契約を除く。

備考

1　単価契約に基づく個々の発注事務については、次の区分に従い次の者が行う。ただし、発注限度額は別に定める。

イ　工事請負関係　江戸川区予算事務規則第二条第四号に規定する局長及び同条第六号に規定する課長

ロ　物品関係　イに規定する局長及び課長並びに江戸川区予算事務規則第二条第八号に規定する学校長並びに同条第十号に規定する館長

2　附合契約とは、法令、約款等の定めにより、契約当事者が具体的内容を協定することなく機械的及び一律的に契約が成立する定型化された契約（電気、ガス（プロパンガスを除く。）、水道、電話、放送受信及びインターネット加入に関する契約等）をいう。

3　附合契約に準ずる契約とは次のものをいう。

イ　共同印刷及び共同購入契約

ロ　医師会及び歯科医師会との医療検査等に関する契約

ハ　訪問指導等これらに類する契約

全部改正〔昭和五八年規則一八号〕、一部改正〔昭和五九年規則一六号・六一年一七号・六二年二八号・六三年二三号・平成元年二〇号・五〇号・二年一二号・三年一五号・四年一九号・五年一四号・七年五〇号・九年一二号・一一年六号・二二号・一二年四四号・七五号・一三年四三号・一四年二五号・一五年二二号・一六年三九号・五九号・一七年五五号・一八年四四号・八七号・一九年二九号・五四号・二〇年二〇号・二一年二二号・二二年一九号・三〇号・五三号・二三年一六号・二四年一四号・二五年一三号・二六年三六号・二八年四二号・二九年二三号・令和二年二九号・三年一七号・四年三一号・五年三三号・六年一七号・七年六一号・八年二七号〕